

別広組告示第 8 号

別杵速見地域広域市町村圏事務組合藤ヶ谷清掃センターネーミングライツ選定委員会の設置及び運営に関する要綱を次のように定める。

平成27年 3月25日

別杵速見地域広域市町村圏事務組合
管理者 浜田 博



別杵速見地域広域市町村圏事務組合藤ヶ谷清掃センターネーミングライツ 選定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合藤ヶ谷清掃センター（以下「清掃センター」という。）に係るネーミングライツ事業におけるネーミングライツ審査委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定委員会の設置)

第2条 管理者は、ネーミングライツ・パートナー候補者として意見を審査するため、別杵速見地域広域市町村圏事務組合清掃センターネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会の業務)

第3条 選定委員会は、管理者から諮問された次の各号に掲げる項目を審査し、管理者に意見を提出する。

- (1) 応募のあった企業の妥当性
- (2) 施設に付与する名称の妥当性
- (3) 応募のあった金額の妥当性
- (4) その他ネーミングライツパートナーの選定に関して必要な事項

2 前項第1号に定める審査の内容及び方法は、別紙1に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 選定委員会は委員6人で構成し、別杵速見地域広域市町村圏事務組合事務局長、清掃センター所長・副所長及び2市1町の副市長・副町長を委員として、構成する。

- 2 選定委員会に委員長を置き、委員のうちから互選で決定する。
- 3 委員長は、選定委員会の会務を統括する。
- 4 委員の任期は、平成 年 月 日までとする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。ただし

前条第2項に定める委員長の互選がなされるまでは、管理者が招集することができる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 会議は、非公開とする。

4 委員長は、特段の事情により、会議を招集することが困難なときは、委員から直接意見を聴取することで、会議の開催とすることができる。

この場合において、直接意見を聴取する委員は、第2項に定める割合以上の委員の意見としなければならない。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、第3条第1項に定める審査に関して、専門的な意見を聞く必要があると認めたときは、会議に、当該審査に関する専門的な知識を有した関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平・公正に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公開してはならない。ただし、管理者が公表した情報については、この限りではない。

(結果の公表)

第8条 選定委員会における審査結果及び意見は、管理者がネーミングライツパートナー及び愛称を決定した後に公表する。

(事務局)

第9条 選定委員会の事務局は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合内に置く。

2 前項の事務局職員は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合清掃センターのネーミングライツ業務に従事する職員をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、管理者と委員長が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別紙1

別杵速見地域広域市町村圏事務組合「藤ヶ谷清掃センター」 ネーミングライツ選定委員会における審査要領

1 審査内容

区分	審査項目	審査結果
企業	経営の安定性	ある・・・・・○ ない・・・・・-
	スポンサー企業に ふさわしいか	ふさわしい・・・○ ふさわしくない・-
名称	圏域住民への親しみやすさ	特にある・・・・○
	圏域住民からの呼びやすさ	ある・・・・・△
	浸透しやすさ	ない・・・・・-
金額	協定金額の妥当性	特に高い・・・・○◎
		高い・・・・・○
		ある・・・・・△
		低い・・・・・-
		著しく低い・・・×
期間	協定期間の妥当性	特に長い・・・・○
		長い・・・・・△
		標準・・・・・-
		短い・・・・・×

2 審査方法

- (1) 委員の審査により、総合的に優先交渉者及び欠点者を選定し、スポンサー企業の採用の可否を判断する。
- (2) 委員の審査結果により、不適当と認められる場合は、優先交渉者として選定しない。
- (3) 委員の審査によって優先交渉者等の選定及びスポンサー企業の採用の可否が決しないときは、多数決により決定する。
- (4) 前(3)に定める多数決は、要綱第5条に定める会議に出席した委員又は同条第4項に定めるときは直接意見を聴取した委員の過半数をもって決する。
なお、多数決の結果が賛否同数のときは、委員長の判断をもって決する。